

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月13日

【中間会計期間】 第68期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社メニコン

【英訳名】 Menicon Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 C O O 川 浦 康 嗣

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

【電話番号】 052-935-1515 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 総合統括本部長 C F O 古 賀 秀 樹

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

【電話番号】 052-935-1515 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 総合統括本部長 C F O 古 賀 秀 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 中間連結会計期間	第68期 中間連結会計期間	第67期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高 (百万円)	58,126	60,571	116,192
経常利益 (百万円)	4,952	5,618	8,225
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	3,321	3,622	4,538
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	6,210	6,423	8,149
純資産額 (百万円)	79,378	85,919	81,804
総資産額 (百万円)	175,379	183,332	179,812
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	43.69	47.67	59.65
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	40.35	43.96	55.17
自己資本比率 (%)	44.0	45.5	44.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,269	5,195	11,866
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,614	11,682	21,575
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,181	787	14,554
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	49,469	40,285	46,713

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、第65期より導入していた株式給付信託（従業員持株会処分型）が終了し、第68期中間連結会計期間より「従業員持株会支援信託ESOP」を再導入しております。1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数の算定に当たり、その計算において控除する自己株式に、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」及び「従業員持株会支援信託ESOP」が所有する当社株式を含めております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

（ビジョンケア事業）

当中間連結会計期間において、Oculus Visioncare (S) Pte. Ltd.、Oculus (M) Sdn. Bhd.、PT Oculus Indonesia を新たに子会社化したため、連結の範囲に含めております。当社の連結子会社であった富士コンタクト株式会社は、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当社グループは、中期経営計画「Vision2030」を策定し、「新しい「みる」を世界に」のスローガンのもと、「1 DAY戦略方針：独創性のある製品とサービスで、1 DAYグローバルトッププレーヤーを目指す」、「オルソケラトロジー関連（近視進行抑制関連）戦略方針：近視進行抑制に関する新たな価値を創造し、オルソケラトロジー関連（近視進行抑制関連）のリーディングカンパニーを目指す」を推進しております。また、これらの戦略を推進するために人的資本への投資も重要と考えており、従業員に対する継続的な賃上げや人員増強等の人的補強も行っております。

各事業の状況は、以下のとおりです。

[ビジョンケア事業]

「1 DAY戦略」につきまして、グローバルにおけるコンタクトレンズ市場は、近視人口の増加等を背景に、安全性の高いシリコンハイドロゲル素材の1日使い捨てコンタクトレンズの需要が拡大しております。

国内においては、メルスプラン会員における1日使い捨てコンタクトレンズの会員構成比率の拡大を図ります。また、欧州や北米においては、大手量販チェーンとの取引を拡大し販売拡大に取り組んでまいります。そして、拡大する需要に応えるため、各務原工場及びMenicon Singapore Pte. Ltd.での生産設備への投資やMenicon Malaysia Sdn. Bhd.での新工場の稼働準備を進め、継続して1日使い捨てコンタクトレンズの供給能力の強化を実施してまいります。

当中間連結会計期間におきましては、東南アジアでのコンタクトレンズやケア用品の販売拠点を確保するため、東南アジアの販売会社3社の株式を100%取得し、完全子会社化いたしました。今回の株式取得により、同地域における販売と製造の両輪を確立いたしました。

「オルソケラトロジー関連（近視進行抑制関連）戦略」につきまして、オルソケラトロジーレンズ及びオルソケラトロジーレンズに使用されるケア用品は、中国においては競合環境の激化や景気停滞の影響を受けているものの、国内やその他のアジア諸国などにおいて今後の成長が見込まれます。日本、アジア諸国で販売が堅調な「アルファオルソK」、欧州並びにアジア諸国で販売を強化している「Menicon Z Night」、近視進行抑制用としてCEマーク認証を持ち、欧州を中心に販売の拡大が期待される「Menicon Bloom Night」といったオルソケラトロジーレンズにおける複数のラインアップを活用し、ケア用品とともに商品認知度を高める活動や販売チャネルの開拓等により売上高の拡大を目指します。

当中間連結会計期間におきましては、第1四半期に引き続き中国において販売チャネルへの販促支援活動並びに学会への展示による認知度向上を図り、オルソケラトロジー関連製品の販売強化を実施しました。また、欧州においては、2024年3月に完全子会社化したフランスのコンタクトレンズフィッティング及び販売会社であるSA Laboratoires Dencottのオルソケラトロジー関連の販売活動開始に向けて、トレーニングなどの準備に継続して取り組みました。

[その他]

ヘルスケア・ライフケア事業では、五感を通じて人々の健康サポートや喜びを創出する新領域への挑戦を方針として活動しております。

当中間連結会計期間におきましては、環境負荷低減につながる事業の拡大を目指す一環で、環境緑地化に貢献する新たな製品として、改良日本芝「ナルオターフ」の生産を開始し、グリーンインフラ事業への参入によるヘルスケア・ライフケア事業の拡大に努めました。

「ナルオターフ」は登録商標です。

このような取り組みの結果、当社グループの当中間連結会計期間の経営成績は以下のとおりです。

売上高は、国内におけるメルスプランの価格改定効果に加え、1日使い捨てコンタクトレンズのメルスプラン会員数増加及び国内物販の販売数量の増加により60,571百万円(前年同期比4.2%増)となりました。営業利益は、新工場の稼働準備や新製品開発強化及び従業員に対する賃上げや人員増強等の人的補強を行い、将来の成長に向けた投資費用の増加やグローバルロジスティクスセンターの稼働に伴う費用の発生があったものの、販売費及び一般管理費を上回る売上総利益の増加があったことにより5,487百万円(前年同期比4.5%増)、経常利益は、為替差益の計上等により5,618百万円(前年同期比13.4%増)となりました。以上の要因により、親会社株主に帰属する中間純利益は3,622百万円(前年同期比9.0%増)となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。

ビジョンケア事業

ビジョンケア事業の売上高は56,295百万円(前年同期比6.1%増)、セグメント利益は8,912百万円(前年同期比5.6%増)となりました。詳細は以下のとおりです。

ビジョンケア事業の売上高は前年同期と比較して3,257百万円増加いたしました。1日使い捨てコンタクトレンズの売上高は、国内における価格改定効果に加え、同レンズのメルスプラン会員数増加及び国内物販の販売数量の増加により、1,333百万円増加しております。オルソケラトロジー関連売上高は、日本、シンガポール、韓国等でのオルソケラトロジーレンズの堅調な需要を取り込んだこと及び円安に推移したことにより、160百万円増加しております。その他のコンタクトレンズ関連売上高は、メルスプランでの価格改定効果等で増加しております。

セグメント利益につきましては、新工場の稼働準備や新製品開発強化及び従業員に対する賃上げや人員増強等の人的補強を行い、将来の成長に向けた投資費用の増加やグローバルロジスティクスセンターの稼働に伴う費用の発生があったものの、販売費及び一般管理費を上回る売上総利益の増加があったことにより、前年同期と比較して475百万円増加しております。

その他

その他の事業は、主に食品事業においてALPS処理水排出に起因して中国での売上が減少し、売上高は4,276百万円(前年同期比16.0%減)となりました。セグメント損失は540百万円(前年同期セグメント損失は512百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末において総資産は183,332百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,520百万円の増加となりました。流動資産は、主にMenicon Malaysia Sdn. Bhd.における1日使い捨てコンタクトレンズの製造工場建設に係る製造設備及びメニコネクトにおけるケア用品の製造設備の支払いにより現金及び預金が減少したことから、4,834百万円減少し80,936百万円となりました。固定資産は、主にMenicon Malaysia Sdn. Bhd.における設備投資により、8,355百万円増加し102,395百万円となりました。

(負債及び純資産の部)

負債は主に設備投資の支払いに伴う未払金の減少により、前連結会計年度末に比べ594百万円減少し97,412百万円となりました。

純資産は主に親会社株主に帰属する中間純利益の計上や、円安による在外子会社に係る為替換算調整勘定の増加等により、前連結会計年度末に比べ4,114百万円増加し85,919百万円となりました。

この結果、自己資本比率は45.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ6,428百万円減少し40,285百万円（前連結会計年度比13.8%減）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前中間純利益及び減価償却費の計上により、5,195百万円の収入（前年同期は5,269百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主にMenicon Malaysia Sdn. Bhd.における1日使い捨てコンタクトレンズの製造工場建設に係る設備投資、メニコネクトにおけるケア用品の製造設備投資及び東南アジアの販売会社3社の株式を取得したことにより、11,682百万円の支出（前年同期は13,614百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、各務原工場の生産ラインをセール・アンド・リースバックしたことによる収入があったものの配当金の支払いや長期借入金の返済による支出により、787百万円の支出（前年同期は16,181百万円の収入）となりました。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は2,869百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	124,368,000
計	124,368,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	76,645,888	76,645,888	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミアム市場	単元株式数は 100株であります。
計	76,645,888	76,645,888	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2024年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第26回新株予約権
決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役及び取締役及び従業員 22 (内取締役兼執行役 1)
新株予約権の数(個)	330 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 33,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2025年3月31日～2075年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 847 (注) 2 資本組入額 424 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

新株予約権証券の発行時(2024年8月1日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)取締役又は当社子会社従業員の地位にあること。

新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計

- 画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 - 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 - 再編成対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 - 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - 新株予約権の権利行使期間
 - 新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使の条件等
 - (注)3に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (注)2に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - 新株予約権の取得の事由及び条件
 - (注)5に準じて決定する。

	第27回新株予約権
決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	13(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2025年3月31日～2075年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 847(注)2 資本組入額 424(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権証券の発行時(2024年8月1日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)取締役又は当社子会社従業員の地位にあること。
新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した日の翌日から10日(10日目日が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1年が経過した日から30日(30日目日が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新

株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

	第28回新株予約権
決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 10
新株予約権の数(個)	121(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2025年3月31日～2075年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 847(注)2 資本組入額 424(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権証券の発行時(2024年8月1日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)取締役又は当社子会社従業員の地位にあること。
新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

	第29回新株予約権
決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び当社子会社従業員 19
新株予約権の数(個)	376(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 37,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2026年3月31日～2076年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 832(注)2 資本組入額 416(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権証券の発行時(2024年8月1日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)取締役又は当社子会社従業員の地位にあること。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
新株予約権者は、当社執行役、当社取締役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社子会社従業員のいずれの地位をも喪失した日より、1年が経過した日から30日(30日目が休日にあたる場合には翌営業日)以内のみ、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)又は当社以外の者により当社の普通株式が取得され、当該取得の結果、当社の総議決権数の過半数が保有される場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日 (注)	11,500	76,645,888	13	5,535	13	4,709

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	9,672	12.62
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	4,273	5.58
株式会社トヨタ	愛知県名古屋市千種区山門町1丁目48-8	3,964	5.17
塚本 香津子	愛知県名古屋市名東区	2,266	2.96
株式会社マミ	愛知県名古屋市東区葵1丁目2-20 シティ タワー葵814	2,105	2.75
田中 英成	愛知県名古屋市東区	2,045	2.67
メニコングループ社員持株会	愛知県名古屋市中区葵3丁目21-19	1,798	2.35
野村信託銀行株式会社(信託口 2052116)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,393	1.82
BBH FOR UMB BK, NATL ASSOCIATION-GLOBAL ALPHA INTL SMALL CAP FUND LP (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	747 3RD AVE FL 2 NEW YORK NEW YORK 10017 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決 済事業部)	1,331	1.74
田中 康範	愛知県名古屋市千種区	1,145	1.49
計	-	29,996	39.14

(注) 上記のほか当社所有の自己株式0千株があります。なお、自己株式には「従業員持株会支援信託ESOP」制度の
信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が受渡日を基準として保有する当社株式808千株は含
まれておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 76,605,800	766,058	-
単元未満株式	普通株式 39,988	-	-
発行済株式総数	76,645,888	-	-
総株主の議決権	-	766,058	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「従業員持株会支援信託ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が受渡日を基準として保有する当社株式808,300株(議決権の数8,083個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メニコン	愛知県名古屋市中区葵 三丁目21番19号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 「従業員持株会支援信託ESOP」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が受渡日を基準として保有する当社株式808,300株については、上記の自己株式等に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,911	40,465
受取手形及び売掛金	1 13,340	14,093
商品及び製品	13,571	14,956
仕掛品	1,470	1,422
原材料及び貯蔵品	3,761	3,940
その他	6,851	6,206
貸倒引当金	135	148
流動資産合計	85,771	80,936
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	32,753	35,650
減価償却累計額	14,126	14,860
建物及び構築物（純額）	18,626	20,789
機械装置及び運搬具	33,296	27,376
減価償却累計額	21,669	18,453
機械装置及び運搬具（純額）	11,626	8,923
工具、器具及び備品	11,202	11,585
減価償却累計額	9,399	9,655
工具、器具及び備品（純額）	1,803	1,930
土地	5,658	5,652
リース資産	2,211	4,779
減価償却累計額	954	1,105
リース資産（純額）	1,256	3,673
使用权資産	7,846	8,117
減価償却累計額	4,083	4,636
使用权資産（純額）	3,762	3,481
建設仮勘定	32,727	36,713
その他	46	46
減価償却累計額	-	-
その他（純額）	46	46
有形固定資産合計	75,508	81,210
無形固定資産		
のれん	2,719	4,655
特許権	268	223
その他	8,680	9,270
無形固定資産合計	11,668	14,150
投資その他の資産		
投資有価証券	720	662
繰延税金資産	2,978	2,910
その他	3,666	4,016
貸倒引当金	501	554
投資その他の資産合計	6,863	7,034
固定資産合計	94,040	102,395
資産合計	179,812	183,332

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 6,181	6,081
短期借入金	169	71
1年内償還予定の社債	166	166
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	22,971	22,988
1年内返済予定の長期借入金	1,633	1,016
リース債務	1,275	1,835
未払金	7,338	5,381
未払法人税等	1,265	1,571
賞与引当金	2,076	2,008
ポイント引当金	24	28
債務保証損失引当金	488	-
その他	1 6,460	6,173
流動負債合計	50,053	47,323
固定負債		
社債	36,333	36,250
長期借入金	4,251	4,843
リース債務	3,995	5,522
長期未払金	1,194	991
退職給付に係る負債	645	664
繰延税金負債	1,036	1,257
資産除去債務	259	109
その他	237	449
固定負債合計	47,953	50,088
負債合計	98,007	97,412
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,521	5,535
資本剰余金	7,309	7,558
利益剰余金	60,763	62,480
自己株式	344	1,033
株主資本合計	73,250	74,540
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	283	257
繰延ヘッジ損益	-	4
為替換算調整勘定	5,812	8,643
その他の包括利益累計額合計	6,096	8,896
新株予約権	2,403	2,426
非支配株主持分	55	56
純資産合計	81,804	85,919
負債純資産合計	179,812	183,332

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	58,126	60,571
売上原価	27,674	27,770
売上総利益	30,451	32,801
販売費及び一般管理費	1 25,197	1 27,313
営業利益	5,253	5,487
営業外収益		
受取利息	29	60
受取配当金	7	9
為替差益	-	272
助成金収入	31	13
その他	120	140
営業外収益合計	188	496
営業外費用		
支払利息	274	303
社債発行費	101	-
持分法による投資損失	11	9
為替差損	71	-
その他	30	52
営業外費用合計	490	365
経常利益	4,952	5,618
特別利益		
固定資産売却益	99	2
特別利益合計	99	2
特別損失		
固定資産除却損	18	53
その他	0	-
特別損失合計	18	53
税金等調整前中間純利益	5,033	5,568
法人税、住民税及び事業税	1,986	1,658
法人税等調整額	276	286
法人税等合計	1,710	1,944
中間純利益	3,323	3,623
非支配株主に帰属する中間純利益	1	1
親会社株主に帰属する中間純利益	3,321	3,622

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益	3,323	3,623
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	105	26
繰延ヘッジ損益	-	4
為替換算調整勘定	2,779	2,830
持分法適用会社に対する持分相当額	2	0
その他の包括利益合計	2,887	2,800
中間包括利益	6,210	6,423
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,208	6,422
非支配株主に係る中間包括利益	1	1

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,033	5,568
減価償却費	3,609	3,737
のれん償却額	197	230
受取利息及び受取配当金	37	70
支払利息	274	303
為替差損益(は益)	91	24
売上債権の増減額(は増加)	810	480
棚卸資産の増減額(は増加)	519	891
仕入債務の増減額(は減少)	377	807
未払金の増減額(は減少)	976	243
賞与引当金の増減額(は減少)	67	88
その他	4	496
小計	6,993	6,737
利息及び配当金の受取額	37	64
利息の支払額	115	288
法人税等の支払額	1,646	1,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,269	5,195
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の償還による収入	20	-
無形固定資産の取得による支出	616	1,375
有形固定資産の取得による支出	13,347	8,155
有形固定資産の売却による収入	271	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2,066
その他	57	85
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,614	11,682
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	46	101
長期借入れによる収入	-	1,140
長期借入金の返済による支出	932	1,166
社債の発行による収入	19,898	-
社債の償還による支出	413	83
自己株式の取得による支出	0	1,140
自己株式の売却による収入	135	654
セール・アンド・リースバックによる収入	-	2,810
リース債務の返済による支出	674	997
配当金の支払額	1,899	1,903
その他	21	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,181	787
現金及び現金同等物に係る換算差額	968	846
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,804	6,428
現金及び現金同等物の期首残高	40,664	46,713
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 49,469	1 40,285

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間において、Oculus Visioncare (S) Pte. Ltd.、Oculus (M) Sdn. Bhd.、PT Oculus Indonesiaを新たに子会社化したため、連結の範囲に含めております。当社の連結子会社であった富士コンタクト株式会社は、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生の増進及び当社グループの企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当社は、2024年6月より「従業員持株会支援信託ESOP」(2021年9月に導入した「株式給付信託(従業員持株会処分型)」と同様の従業員インセンティブ・プランであり、以下、「本制度」といいます。)を再導入しております。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるESOP(Employee Stock Ownership Plan)及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加的な負担はありません。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度20百万円、4千株、当中間連結会計期間1,033百万円、795千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度527百万円、当中間連結会計期間1,049百万円

(中間連結貸借対照表関係)

- 1 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
受取手形	24百万円	- 百万円
支払手形	189百万円	- 百万円
設備関係支払手形	14百万円	- 百万円

2 保証債務

下記の会社のリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
医療法人五一六五	353百万円	305百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給与及び賞与	5,134百万円	5,489百万円
賞与引当金繰入額	985百万円	1,050百万円
貸倒引当金繰入額	4百万円	28百万円
ポイント引当金繰入額	3百万円	3百万円
退職給付費用	185百万円	204百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	49,836百万円	40,465百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	367百万円	180百万円
現金及び現金同等物	49,469百万円	40,285百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月15日 取締役会	普通株式	1,902	25.00	2023年3月31日	2023年6月26日	利益剰余金

(注) 2023年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月14日 取締役会	普通株式	1,905	25.00	2024年3月31日	2024年6月27日	利益剰余金

(注) 2024年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、「従業員持株会支援信託ESOP」の再導入により、当該信託へ第三者割当による自己株式の処分及び当該信託が当社株式を取得したこと等に伴い、自己株式が689百万円増加しております。この結果、当中間連結会計期間末において自己株式が1,033百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	ビジョンケア事業	計		
売上高				
外部顧客への売上高	53,037	53,037	5,088	58,126
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-
計	53,037	53,037	5,088	58,126
セグメント利益 又は損失()	8,437	8,437	512	7,924

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ヘルスケア・ライフケア事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	8,437
「その他」の区分の損失()	512
全社費用(注)	2,670
中間連結損益計算書の営業利益	5,253

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	ビジョンケア事業	計		
売上高				
外部顧客への売上高	56,295	56,295	4,276	60,571
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	0	0
計	56,295	56,295	4,276	60,571
セグメント利益 又は損失()	8,912	8,912	540	8,372

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ヘルスケア・ライフケア事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	8,912
「その他」の区分の損失()	540
全社費用(注)	2,884
中間連結損益計算書の営業利益	5,487

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	ビジョンケア 事業	計		
メルスプラン	23,039	23,039	-	23,039
コンタクトレンズ及びケア 用品の製造及び販売	26,406	26,406	-	26,406
その他	3,592	3,592	5,010	8,602
顧客との契約から生じる収益	53,037	53,037	5,010	58,048
その他の収益	-	-	78	78
外部顧客への売上高	53,037	53,037	5,088	58,126

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ヘルスケア・ライフケア事業を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	ビジョンケア 事業	計		
メルスプラン	24,883	24,883	-	24,883
コンタクトレンズ及びケア 用品の製造及び販売	27,561	27,561	-	27,561
その他	3,850	3,850	4,194	8,044
顧客との契約から生じる収益	56,295	56,295	4,194	60,489
その他の収益	-	-	82	82
外部顧客への売上高	56,295	56,295	4,276	60,571

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ヘルスケア・ライフケア事業を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	43円69銭	47円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	3,321	3,622
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(百万円)	3,321	3,622
普通株式の期中平均株式数(株)	76,034,036	75,985,694
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	40円35銭	43円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(百万円)	11	11
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	(11)	(11)
普通株式増加数(株)	6,590,710	6,674,803
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間107,236株、当中間連結会計期間490,106株であります。

(重要な後発事象)

(多額な社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行いたしました。

- (1) 銘柄 株式会社メニコン第3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
- (2) 社債の総額 金10,000百万円
- (3) 各社債の金額 金100百万円
- (4) 発行価額の総額 金10,000百万円
- (5) 発行価格 各社債の金額100円につき金100円
- (6) 利率 年0.964%
- (7) 償還の方法 満期償還
- (8) 償還期限 2029年10月18日
- (9) 発行年月日 2024年10月18日
- (10) 資金使途 2025年1月29日に償還期限が到来する2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

(多額な資金の借入)

当社は、2025年1月29日に償還期限が到来する2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の償還資金の一部に充当することを目的として、以下のとおり、総額12,000百万円のシンジケートローン契約を締結いたしました。

アレンジャー	(株)三菱UFJ銀行	
ジョイント・アレンジャー 兼エージェント	(株)みずほ銀行	
参加金融機関	15行	
借入金額	10,130百万円	1,870百万円
借入金利	基準金利+スプレッド	
契約締結日	2024年11月13日	
返済期限	2029年11月18日	2031年11月18日
担保提供資産又は保証の内容	なし	
財務制限条項	各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2024年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。	

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月13日

株式会社メニコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成 哲

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メニコンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メニコン及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。